

松秦会 会則

改定1(H8年2月1日) 改定2(H8年6月2日) 改定3(H9年3月31日) 改定4(H9年10月1日)
改定5(H10年10月1日) 改定6(H11年10月1日) 改定7(H12年10月1日) 改定8(H14年11月29日)
改定9(H18年1月27日) 改訂10(H26年10月31日) 改訂(H27年9月25日) 改定11(R2年1月10日)

第1条 名 称

本会は『松秦会』と称する。

第2条 目 的

本会は 東京カントリー倶楽部会員及び愛好者相互の親睦を計り 体力の向上と活力を養う事を目的とする。

第3条 構 成

本会は 松下通信工業(株)並びに松下電器産業(株)の退職者で 東京カントリー倶楽部の会員と夫人を主体に有志を以って構成する。
但し 現役の会員で本人が休暇の計画取得に合わせた形での参 希望する方については容認する。

第4条 入会. 休会. 退会

1. 本会への入会については 会員については 本人の入会申込みにより、会員外の方は会員の承認を得る事とします。
2. 入会承認については 会費納入時を以って成立する。
3. 会員が健康上又は業務上の理由により 例会への参加が困難となったときは 届出により自由に休会又は退会することが出来る。

第5条 会 費

1. 本会の会費は事務費として年額3,000円とし年初に納入する事とする。
2. コンペ時の参加費用として一回当たり2,000円を支払う事とします。
内訳として コンペ賞品1,500円 会食費500円 を目安とし コンペ時 当日幹事に支払います。
3. 年度途中からの入会者は入会時にその年度の残月数に200円を乗じた額を会費として納入する。
4. 休会した会員の会費は免除する。但し復帰したときは前3条に準じ会費を納入する事とします。
5. 会費残高が不足した場合は臨時会費を納入する。
6. 既納の会費は 本会を解散する場合を除き返却しないものとする。

第6条 運営年度と例会(今後変更のない限り当表に従い毎年実施する)

1. 本会の運営年度は 毎年10月から翌年9月迄とする。
2. 開催日は原則として 支障のない限り 毎月最終の金曜日とする。但し 支障が有るときは 最終の月曜日とする事もある。
3. 定例コンペはH12年2月以降 A. Bの2組に分けコースを分割して実施するが コースレートはほぼ等しいため、全体を一つのコンペとして取り扱う。
4. コンペの実施要領は従来と一緒とする。
5. 9月例会時には終了後総会を開催し 同年の実績回顧により翌年の新ハンデキャップを決定すると共に 会費. 参加費の見直しを行う。
6. 11月度には前年の決算報告と新年度の予定を討議する。